り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作の停止に関する恒久的な措置に関すること。
九～十四　［略］
十五　再処理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
十六　［略］
十七　核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。
十八～二十　［略］
二十一　廃止措置期間中における初期消火活動のための体制の整備に関すること。
二十二　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。）。
二十三　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。）。
二十四～二十七　［略］
二十八　廃止措置の管理（保守管理（再処理施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置をいう。）を含む。）に関すること。
二十九　［略］
3・4　［略］

方法により操作した後に使用済燃料又は核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。
九～十四　［略］
十五　再処理施設の巡視及びこれらに伴う処置に関すること。
十六　［略］
十七　核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料が存在しない場合、廃止措置対象施設内に存在している核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に使用済燃料又は核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。
十八～二十　［略］
［号を加える。］
二十一　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）が存在しない場合を除く。）。
二十二　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）が存在しない場合を除く。）。
二十三～二十六　［略］
二十七　廃止措置の管理に関すること。
二十八　［略］
3・4　［略］

（廃止措置計画の認可の申請）
第十九条の五　法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一～四　［略］
五　廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設（以下この条において「性能維持施設」という。）
六　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力委員会規則第二十九号）第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容
七～十　［略］
十一　特定再処理施設（回収可能核燃料物質を再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第三項及び第十九条の八第二項において同じ。）にあつては、施設定期検査を受けるべき時期
2　［略］
一　既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料
二～五　［略］
六　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
七～十　［略］

（廃止措置計画の認可の申請）
第十九条の五　法第五十条の五第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一～四　［略］
［号を加える。］
五～八　［略］
［号を加える。］
2　［略］
一　既に使用済燃料及び核燃料物質（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。）を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料
二～五　［略］
六　廃止措置期間中に機能を維持すべき再処理施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
七～十　［略］